

初診時等における診療情報取得・活用体制の充実に係る評価の新設（令和4年10月～）

- 令和4年10月から「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」が新設されます。
- 上記に伴い、「電子的保健医療情報活用加算」は廃止となります。

【加算点数】 ※詳細は厚生労働省HP掲載もご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00041.html

○下記の施設基準を満たす保険医療機関・保険薬局で診療・調剤を行った場合のうち、

	医科・歯科	調剤
医療情報・システム基盤整備体制充実加算 1 1-1 患者がマイナ保険証を持参しなかった場合（2-2の場合を除く。） 1-2 患者がマイナ保険証を用いた診療情報等の取得に同意しなかった場合	(初診時) 4点	(6月に1回) 3点
医療情報・システム基盤整備体制充実加算 2 2-1 患者の同意を得た上でマイナ保険証で薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療等を行った場合 2-2 他の保険医療機関から当該患者に係る診療情報の提供を受けた場合	(初診時) 2点	(6月に1回) 1点

【施設基準】

- ① レセプトをオンラインで請求していること
- ② オンライン資格確認を行う体制を有していること
 なお、医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日を登録すること
- ③ 次の内容を保険医療機関・保険薬局の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること
 - ・ オンライン資格確認を行う体制を有していること
 - ・ 保険医療機関を受診した患者/保険薬局に来局した患者に対し、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療/調剤を行うこと